

南相馬市みらい育成修学資金条例の一部改正（素案）に係る パブリックコメント手続の実施について

1 みらい育成修学資金条例改正の趣旨

みらい育成修学資金事業のうち、看護師等修学資金制度、保育士等修学資金制度及び介護福祉士等修学資金制度については、当該貸付を受けた期間、市が定める対象施設で勤務した場合、貸付金の返還を免除しています。

これについて、現行条例施行後、市内に新設された介護事業所である「複合型サービス事業所」を看護師等修学資金及び介護福祉士等修学資金の返還免除とする対象事業所に追加する改正を行うものです。

また、地域包括支援センターに配置が必要な専門資格職の安定的な確保が困難になることが懸念されることから、同様に看護師等修学資金及び介護福祉士等修学資金の返還免除対象事業所に追加する改正を行うものです。

2 改正の内容

看護師等修学資金貸付金及び介護福祉士等修学資金貸付金の返還免除とする事業所の追加 資料 1-2 資料 1-3

3 追加対象事業所について

(1) 複合型サービス事業所 資料 1-4

市内の設置状況

事業所名称	所在地
看護小規模多機能型居宅介護 ナーシングホームつばさ原町 (令和5年5月8日開設／市内初)	原町区馬場字赤柴8 1番地の7

※「複合型サービス」=介護保険法第8条第23項における定義付け。同条同項第1号が看護小規模多機能型居宅介護を指す。

【介護保険法抜粋】

第8条

～中略～

23 この法律において「複合型サービス」とは、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、次に掲げるものをいう。

一 訪問看護及び小規模多機能型居宅介護を一体的に提供することにより、居宅要

介護者について、その者の居宅において、又は第十九項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を行うもの

二 前号に掲げるもののほか、居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるもの

（2）地域包括支援センター 資料1－5

市内の設置状況

事業所名称 () は運営者	所在地
小高地域包括支援センター (社会福祉法人 南相馬市社会福祉協議会)	小高区小高字金谷前84番地
鹿島地域包括支援センター (社会福祉法人 南相馬市社会福祉協議会)	鹿島区西町二丁目116番地
原町西地域包括支援センター (社会福祉法人 南相馬市社会福祉協議会)	原町区小川町322番地の1
原町東地域包括支援センター (社会福祉法人 南相馬福祉会)	原町区高見町二丁目70番地

4 条例改正時期及び施行期日

条例改正について令和7年3月議会に上程、議決後、公布の日から施行とします。

5 条例改正に向けた今後の主なスケジュール

時 期	内 容
12月1日（日）～20日（金）	パブリックコメント
12月下旬	企画調整会議
令和7年1月中旬	庁 議
3月	市議会定例会への上程
議決後	改正（施行）

6 意見の提出方法

意見提出の書式は自由です。

住所、氏名、電話番号を明記のうえ、教育総務課へ持参するか郵送またはファックス、電子メールなどで提出してください。

（法人又は団体の場合は、名称・住所地及び代表者を明記してください。）

7 意見の提出期間・公表期間

12月1日（日）～12月20日（金）

8 素案の公表場所（閉庁日・休館日を除く）

教育総務課、長寿福祉課、市民課、小高区役所市民総合サービス課
鹿島区役所市民総合サービス課、各生涯学習センター、市民情報交流センター、
市ホームページ

9 提出・問合せ先

教育委員会事務局教育総務課

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地

電話：0244-24-5282

ファクス：0244-23-7782

電子メール：kyoikusomu@city.minamisoma.lg.jp

貸付金返還免除対象施設・事業所一覧

太枠内が今回の改正により追加する事業所

貸付種類	看護師等修学資金貸付	介護福祉士等修学資金貸付
取得免許・資格	看護師、准看護師、保健師、助産師 その他医療関係職	介護福祉士、社会福祉士
貸付金返還債務免除となる施設・事業所	1 病院	
	2 診療所	
	3 介護老人福祉施設	1 介護老人福祉施設
	4 介護老人保健施設	2 介護老人保健施設
	5 介護医療院	3 介護医療院
	6 介護療養型医療施設	4 介護療養型医療施設
	7 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護事業所	5 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護事業所
	8 訪問看護・介護予防訪問看護事業所	6 訪問看護・介護予防訪問看護事業所
	9 通所介護・第一号通所事業所	7 通所介護・第一号通所事業所
	10 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所	8 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所
	11 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護事業所	9 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護事業所
	12 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業所	10 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業所
	13 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護事業所	11 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護事業所
	14 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	12 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
	15 地域密着型通所介護事業所	13 地域密着型通所介護事業所
	16 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	14 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
	17 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	15 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
	18 地域密着型介護老人福祉施設	16 地域密着型介護老人福祉施設
	19 看護小規模多機能型居宅介護事業所	17 看護小規模多機能型居宅介護事業所
	20 地域包括支援センター	18 地域包括支援センター
	21 障害福祉サービス事業を行う施設	21 障害福祉サービス事業を行う施設
	22 障害児通所支援事業を行う施設	22 障害児通所支援事業を行う施設

南相馬市条例第〇号

南相馬市みらい育成修学資金条例の一部を改正する条例（素案）

南相馬市みらい育成修学資金条例（平成30年南相馬市条例第36号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(14) 【略】	(1)～(14) 【略】
(15) 福祉事業所 次のいずれかに該当する施設又は事業所をいう。	(15) 福祉事業所 次のいずれかに該当する施設又は事業所をいう。
ア～タ 【略】	ア～タ 【略】
チ <u>介護保険法第8条第23項に規定する複合型サービスを行う事業所</u>	チ <u>介護保険法第8条第23項に規定する複合型サービスを行う事業所</u>
ツ <u>介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター</u>	ツ <u>介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター</u>
テ 【略】	テ 【略】
ト 【略】	ト 【略】
(看護師等修学資金の対象者)	(看護師等修学資金の対象者)
第5条 第3条第1項第2号に規定する看護師等修学資金の貸付けを受けることができる者は、看護師等養成施設に在学又は在所している者であって、将来市内の病院、診療所又は福祉事業所（保健師、助産師、看護師及び准看護師にあっては歯科医業、第2条第15号スからタまで並びに <u>同条同号テ及びト</u> 中看護師等の配置を要しない施設	第5条 第3条第1項第2号に規定する看護師等修学資金の貸付けを受けることができる者は、看護師等養成施設に在学又は在所している者であって、将来市内の病院、診療所又は福祉事業所（保健師、助産師、看護師及び准看護師にあっては歯科医業、第2条第15号スからタまで並びに <u>同条同号チ及びツ</u> 中看護師等の配置を要しない施設

を除く場所をいう。) (以下「指定医療機関等」という。)において看護師等の業務に従事しようとするものとする。

2・3 【略】

を除く場所をいう。) (以下「指定医療機関等」という。)において看護師等の業務に従事しようとするものとする。

2・3 【略】

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【複合型サービス概要資料 ※厚生労働省ホームページから抜粋】

1. 看護小規模多機能型居宅介護（看多機）とは

看護と介護を一体的に提供するサービスです。

「訪問看護」と「小規模多機能型居宅介護」を組み合わせたサービスで、「通い」、「泊まり」、「訪問介護」、「訪問看護」サービスを提供します。

看護小規模多機能型居宅介護の概要

- 退院後の在宅生活への移行や、看取り期の支援、家族に対するレスバイト等への対応等、利用者や家族の状態やニーズに応じ、主治医との密接な連携のもと、医療行為も含めた多様なサービス（「通い」、「泊まり」、「訪問（看護・介護）」）を24時間365日提供。
- また、登録利用者以外に対しても、訪問看護（訪問看護の指定が必要）や宿泊サービスを提供するなど、医療ニーズもあるする高齢者の地域での生活を総合的に支える。



人員基準、設備基準

基準項目		本体事業所	サテライト型事業所
代表者		以下のいずれかに該当する者 ・保健師 ・看護師 ・次のア及びイを満たす者 ア 認知症高齢者介護に3年以上従事した者 イ 認知症対応型サービス事業開設者研修修了者	本体事業所の代表者
管理者		以下のいずれかに該当する者 ・保健師 ・看護師 ・次のア及びイを満たす者 ア 認知症高齢者介護に3年以上従事した者 イ 認知症対応型サービス事業管理者研修修了者	本体事業所の管理者が兼務可能
日中	通いサービス	常勤換算法で利用者3人に対し1以上（※1）	常勤換算法で利用者3人に対し1以上（※1）
	訪問サービス	常勤換算法で2人以上（※1） サテライト型事業所の利用者へのサービス提供可能	常勤換算法で2人以上（※1） 本体事業所又は他のサテライト型事業所の利用者へのサービス提供可能
夜間	夜勤職員	時間帯を通じて1以上（※2）	時間帯を通じて1以上（※2）
	宿泊職員	時間帯を通じて1以上（※2）	本体事業所から適切な支援を受けられる場合、置かなければできる。
従業者の員数	看護職員	常勤換算法で保健師、看護師又は准看護師2.5人以上 ※訪問看護事業所の指定を併せて受け、同一事業所で一的な運営をしている場合、訪問看護ステーションの人員基準を満たすことで上記基準も満たすものとみなす	常勤換算法で保健師、看護師又は准看護師1人以上 ※訪問看護事業所の指定を併せて受け、出張所としての要件を満たす場合、一的なサービス提供の単位として事業所に含めて指定できる
	ケアマネージャー	介護支援専門員であって、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者	本体事業所の介護支援専門員により居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、介護支援専門員であって、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者をおくことができる
	登録定員	29人以下	18以下
利用定員	通いサービス	登録定員の2分の1から15人まで ※登録定員が25人を超える場合 (登録定員) (利用定員) 26人又は27人 16人 28人 17人 29人 18人	登録定員の2分の1から12人まで
	宿泊サービス	通いサービス利用定員の3分の1から9人まで	通いサービス利用定員の3分の1から6人まで
事業所		廉間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消防設備、その他非常災害に際して必要な設備、その他サービス提供に必要な設備及び備品等 <廉間・食堂> ・機能を十分に発揮しうる適当な広さ <宿泊室> ・個室 定員:1人 ※利用者の処遇上必要と認められる場合は2人 床面積:7.43平方メートル以上 ※病院又は診療所の場合6.4平方メートル以上 ・個室以外 床面積:7.43平方メートル×(宿泊サービス利用定員-個室の定員)以上 ※プライバシーが確保された個室は、宿泊室の面積に含めることができる 構造:プライバシーが確保されたもの 診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる	

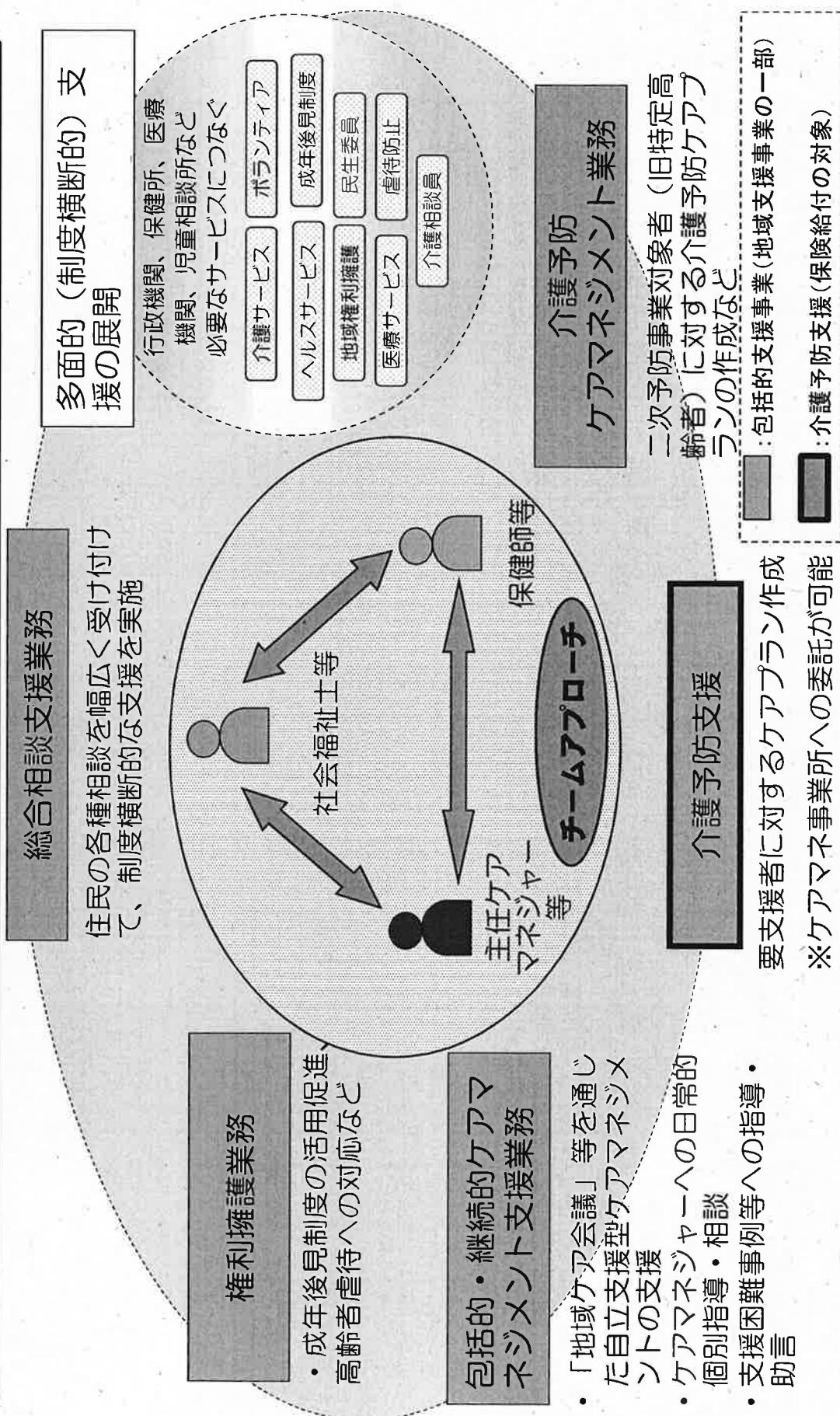
※1 1以上は保健師、看護師又は准看護師

地域包括支援センターの業務

資料1-5

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する施設である。（介護保険法第115条の46第1項）

主な業務は、介護予防支援及び包括的支援事業（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。



※ケアマネ事業所への委託が可能

【現行条例】南相馬市みらい育成修学資金条例

平成30年9月28日

条例第36号

目次

- 第1章 総則（第1条及び第2条）
- 第2章 修学資金の貸付け等（第3条—第15条）
- 第3章 修学資金の給付等（第16条—第24条）
- 第4章 雜則（第25条—第27条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市のみらいを担う者に対し、その者の修学に必要な資金を予算の範囲内で貸し付け、又は給付することにより、その者の育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（次号の短期大学を除く。）をいう。
- (2) 短期大学 学校教育法第108条に規定する短期大学をいう。
- (3) 高等学校 学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。
- (4) 高等専門学校 学校教育法第1条に規定する高等専門学校をいう。
- (5) 専修学校 学校教育法第124条に基づき設置された機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、福祉、栄養の指導、保育、語学、情報処理、経理その他これらに類する職業に必要な技術の教授を目的とする修業年限2年以上の専修学校の高等課程、専門課程及び一般課程をいう。
- (6) 看護師等 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「保健師等法」という。）第2条、同法第3条、同法第5条及び同法第6条に規定する保健師、助産師、看護師、准看護師及び市長が別に定める医療関係者をいう。
- (7) 看護師等養成施設 看護師等を養成する学校又は養成所であつて、次のいずれかに該当する施設をいう。
 - ア 保健師等法第19条第1号、同法第20条第1号、同法第21条第2号若しくは同法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校又は同法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した大学
 - イ 保健師等法第19条第2号、同法第20条第2号又は同法第21条第3号に規定する都道府県知事の指定した保健師養成所、助産師養成所又は看護師養成所
 - ウ 保健師等法第22条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所
 - エ 医療関係者を養成する学校又は養成所
- (8) 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院

- (9) 診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
- (10) 保育士等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する保育士及び教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条第1項に規定する幼稚園の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師をいう。
- (11) 保育士等養成施設等 児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設並びに幼稚園教諭を養成する大学、短期大学及び専修学校をいう。ただし、通信制によるものを除く。
- (12) 私立保育園等 次のいずれかに該当する施設のうち私立の施設をいう。
- ア 児童福祉法第35条第4項の規定に基づき、県知事の認可を得ている認可保育所
 - イ 学校教育法第1条に規定する幼稚園
 - ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を実施する施設
 - エ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- (13) 介護福祉士等 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条に規定する社会福祉士及び介護福祉士をいう。
- (14) 介護福祉士等養成施設 介護福祉士等を養成する学校又は養成所であって、次のいずれかに該当する施設をいう。
- ア 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号から第3号まで又は同法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号に規定する学校
 - イ 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号から第3号まで又は同法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号に規定する養成施設
- (15) 福祉事業所 次のいずれかに該当する施設又は事業所をいう。
- ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
 - イ 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
 - ウ 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
 - エ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設
 - オ 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業のうち、同条第3項に規定する訪問入浴介護又は同法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護を行う事業所
 - カ 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業のうち、同条第4項に規定する訪問看護又は同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う事業所
 - キ 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業のうち、同条第7項に規定する通所介護又は同法第115条の45第1項ロに規定する第一号通所事業を行う事業所
 - ク 介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護又は同法第8条の2第7項

- に規定する介護予防短期入所生活介護を行う事業所
- ヶ 介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護又は同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護を行う事業所
- コ 介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護又は同法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う事業所
- サ 介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護又は同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護を行う事業所
- シ 介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護又は同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所
- ス 介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護又は同法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス若しくは特定地域密着型介護予防サービスを行う事業所
- セ 介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護又は同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所
- ソ 介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を行う事業所
- タ 介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設
- チ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第28条に規定する障害福祉サービス事業を実施する施設
- ツ 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を実施する施設

第2章 修学資金の貸付け等

(修学資金の貸付けの種類及び貸付額)

第3条 修学資金の貸付けの種類は、次の各号に掲げるものとし、当該各号の貸付額は、別表第1に定める額とする。

- (1) 育英資金
- (2) 看護師等修学資金
- (3) 保育士等修学資金
- (4) 介護福祉士等修学資金

2 前項の修学資金の貸付金は、無利息とする。

(育英資金の対象者)

第4条 前条第1項第1号に規定する育英資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校に在学し、品行が正しく、学術に優れている者
- (2) 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校若しくは高等学校に入学するまで又は入学の目的をもって住所を移転するまで市内に引き続き1年以上住所を有していた者
- (3) 経済的理由により修学が困難と認められる者
- (4) この条例による看護師等修学資金、保育士等修学資金又は介護福祉士等修学資金の貸

付けを受けていない者

- 2 前項第1号の規定にかかわらず、育英資金の入学資金の貸付けは、入学資金の貸付決定後の最初の4月に第1学年に入学する予定の者を対象とすることができる。

(看護師等修学資金の対象者)

第5条 第3条第1項第2号に規定する看護師等修学資金の貸付けを受けることができる者は、看護師等養成施設に在学又は在所している者であって、将来市内の病院、診療所又は福祉事業所（保健師、助産師、看護師及び准看護師にあっては歯科医業、第2条第15号スからタまで並びに同条同号チ及びツ中看護師等の配置を要しない施設を除く場所をいう。）（以下「指定医療機関等」という。）において看護師等の業務に従事しようとするものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、福島県保健師等修学資金の貸付けを受けている者は、この条例による看護師等修学資金の貸付けを受けることができない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、看護師等修学資金の入学資金の貸付けは、入学資金の貸付決定後の最初の4月に第1学年に入学する予定の者を対象とすることができる。

(保育士等修学資金の対象者)

第6条 第3条第1項第3号に規定する保育士等修学資金の貸付けを受けることができる者は、保育士等養成施設等に在学している者であって、将来市内の私立保育園等において保育士等の業務に従事しようとするものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、福島県保育士修学資金の貸付けを受けている者は、この条例による保育士等修学資金の貸付けを受けることができない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、保育士等修学資金の入学資金の貸付けは、入学資金の貸付決定後の最初の4月に第1学年に入学する予定の者を対象とすることができる。

(介護福祉士等修学資金の対象者)

第7条 第3条第1項第4号に規定する介護福祉士等修学資金の貸付けを受けることができる者は、介護福祉士等養成施設に在学又は在所している者であって、将来市内の福祉事業所において介護福祉士等の業務に従事しようとするものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、福島県介護福祉士修学資金の貸付けを受けている者は、この条例による介護福祉士等修学資金の貸付けを受けることができない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、介護福祉士等修学資金の入学資金の貸付けは、入学資金の貸付決定後の最初の4月に第1学年に入学する予定の者を対象とすることができる。

(修学資金の貸付期間)

第8条 修学資金の貸付期間は、第10条に規定する契約に定める期間とする。

(修学資金の貸付けの申請及び決定)

第9条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、連帯保証人を立て、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、南相馬市みらい育成修学資金審査会（以下「審査会」という。）に諮ってこれを決定し、本人に通知するものとする。

- 3 審査会の組織及び運営については、市長が別に定める。

(契約の締結)

第10条 修学資金の貸付けの決定の通知を受けた者は、当該貸付けにつき市長と契約を締結しなければならない。

(修学資金の貸付けの解除及び休止)

第11条 市長は、修学資金の貸付けを受けている者（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、貸付けに係る契約を解除するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 休学又は転学の理由が適当でないとき。
- (3) 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、看護師等養成施設、保育士等養成施設等、介護福祉士等養成施設又は高等学校に入学しなかつたとき又は退学したとき。
- (4) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (5) 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき。
- (6) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (7) 偽りその他不正な手段により修学資金の貸付けを受けたとき。
- (8) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、修学生として適当でないとき。

2 市長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月の分から復学した日の属する月の分まで、修学資金の貸付けを行わないものとする。

(返還)

第12条 育英資金の貸付けを受けている者（以下「育英資金修学生」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、該当日の属する月の6箇月後から、貸付けを受けた月数の3倍の期間において育英資金の総額を毎月の末日までに月賦返還しなければならない。ただし、本人の申出により、市長が認める場合は返還期間を短縮し、月賦額を増額又は返還期間を延長し、月賦額を減額して返還することができる。この場合において、延長期間の上限は18年間とする。

- (1) 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校を卒業したとき。
- (2) 前条第1項の規定による貸付けに係る契約が解除されたとき。

2 看護師等修学資金の貸付けを受けている者（以下「看護師等修学資金修学生」という。）又は貸付けを受けた者（以下「看護師等修学資金被貸付者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた看護師等修学資金を市長が指定する期日までに一括して返還しなければならない。

- (1) 看護師等修学資金の貸付期間が終了したとき。
- (2) 前条第1項の規定による貸付けに係る契約が解除されたとき。
- (3) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに免許を取得しなかつたとき。
- (4) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに免許を取得し、その後直ちに指定医療機関等において看護師等の業務に従事しなかつたとき。
- (5) 第14条第2項の規定による返還債務の当然免除又は第15条第2項の規定による

返還債務の裁量免除を受けることができないとき。

- 3 保育士等修学資金の貸付けを受けている者（以下「保育士等修学資金修学生」という。）又は貸付けを受けた者（以下「保育士等修学資金被貸付者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた保育士等修学資金を市長が指定する期日までに一括して返還しなければならない。
 - (1) 保育士等修学資金の貸付期間が終了したとき。
 - (2) 前条第1項の規定による貸付けに係る契約が解除されたとき。
 - (3) 保育士等養成施設等を卒業した後直ちに市内の私立保育園等に従事しなかったとき。
 - (4) 第14条第3項の規定による返還債務の当然免除又は第15条第3項の規定による返還債務の裁量免除を受けることができないことが確定したとき。
- 4 介護福祉士等修学資金の貸付けを受けている者（以下「介護福祉士等修学資金修学生」という。）又は貸付けを受けた者（以下「介護福祉士等修学資金被貸付者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた介護福祉士等修学資金を市長が指定する期日までに一括して返還しなければならない。
 - (1) 介護福祉士等修学資金の貸付期間が終了したとき。
 - (2) 前条第1項の規定による貸付けに係る契約が解除されたとき。
 - (3) 介護福祉士等養成施設を卒業した後直ちに資格を取得しなかったとき。
 - (4) 介護福祉士等養成施設を卒業した後直ちに資格を取得し、その後直ちに市内の福祉事業所において介護福祉士等の業務に従事しなかったとき。
 - (5) 第14条第4項の規定による返還債務の当然免除又は第15条第4項の規定による返還債務の裁量免除を受けることができないことが確定したとき。
- 5 前3項の規定にかかわらず、市長は、特別の事情があると認めるときは、別に期間を定めて、又は分割して修学資金を返還させることができる。
- 6 第2項第3号及び第4項第3号の規定にかかわらず、市長は、卒業した後直ちに免許又は資格を取得しなかったことについて特別の事情があると認めるときは、免許又は資格の取得について別に期間を定めることができる。

（返還債務の履行猶予）

第13条 市長は、育英資金の貸付けを受けた者（以下「育英資金被貸付者」という。）が大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校を卒業した後、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間を限度として返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校を卒業後、直ちに上級学校に進学したとき 当該上級学校に在学している期間
 - (2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により返還が著しく困難と認められるとき 当該理由が継続する期間
- 2 市長は、看護師等修学資金被貸付者が看護師等養成施設を卒業した後直ちに又は前条第6項の規定に基づき市長が定めた期間内に免許を取得し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間を限度として返還の債務の履行を猶予することがで

きる。

- (1) 免許取得後直ちに指定医療機関等において看護師等の業務に従事し、その後引き続き指定医療機関等において当該業務に従事しているとき 当該業務に従事している期間
- (2) 看護師等養成施設を卒業した後引き続き他の看護師等養成施設に入学し、又は入所したとき 当該他の看護師等養成施設に在学し、又は在所している期間
- (3) 災害、疾病その他やむを得ない理由により返還が著しく困難と認められるとき 当該理由が継続する期間
- (4) 第11条第1項の規定により貸付けに係る契約の解除がされた後も引き続き当該看護師等養成施設に在学し、又は在所しているとき 当該看護師等養成施設に在学し、又は在所している期間

3 市長は、保育士等修学資金被貸付者が保育士等養成施設等を卒業した後直ちに市内の私立保育園等において保育士等の業務に従事した後、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間を限度として返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 市内の私立保育園等において保育士等の業務に従事しているとき 当該業務に従事している期間
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により返還が著しく困難と認められるとき 当該理由が継続する期間
- (3) 第11条第1項の規定により貸付けに係る契約の解除がされた後も引き続き当該保育士等養成施設等に在学しているとき 当該保育士等養成施設等に在学している期間

4 市長は、介護福祉士等修学資金被貸付者が介護福祉士等養成施設を卒業した後直ちに又は前条第6項の規定に基づき市長が定めた期間内に資格を取得し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間を限度として返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 資格取得後直ちに市内の福祉事業所において介護福祉士等の業務に従事し、その後引き続き福祉事業所において当該業務に従事しているとき 当該業務に従事している期間
- (2) 社会福祉士等養成施設を卒業した後引き続き他の社会福祉士等養成施設に入学し、又は入所したとき 当該他の介護福祉士等養成施設に在学し、又は在所している期間
- (3) 災害、疾病その他やむを得ない理由により返還が著しく困難と認められるとき 当該理由が継続する期間
- (4) 第11条第1項の規定により貸付けに係る契約の解除がされた後も引き続き当該介護福祉士等養成施設に在学し、又は在所しているとき 当該介護福祉士等養成施設に在学し、又は在所している期間
(返還債務の当然免除)

第14条 市長は、育英資金被貸付者が、次に掲げる全ての要件に該当するときは、規則で定める手続により、育英資金の返還の債務の一部を免除することができる。

- (1) 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校を卒業した日の属する月の翌月の初日から育英資金の返還が完了する日までの間に、育英資金の貸付けを受けた期間

と同期間継続して市内に住所を有していること。

- (2) 前号に規定する市内に住所を有している間、就業していること。
 - (3) 育英資金の返還を滞納していないこと。
 - (4) 市税を滞納していないこと。
 - (5) この条例による修学資金の給付を受けていないこと。
- 2 市長は、看護師等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、看護師等修学資金の返還の債務を全部免除するものとする。
- (1) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに又は第12条第6項の規定に基づき市長が定めた期間内に看護師等の免許を取得し、その後直ちに指定医療機関等において、貸付けを受けた期間に相当する期間、看護師等の業務に従事したとき。
 - (2) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに又は第12条第6項の規定に基づき市長が定めた期間内に看護師等の免許を取得し、その後直ちに指定医療機関等において看護師等の業務に従事し、その後引き続き指定医療機関等において当該業務に従事中、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 3 市長は、保育士等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、保育士等修学資金の返還の債務を全部免除するものとする。
- (1) 保育士等養成施設等を卒業した後直ちに市内の私立保育園等において、貸付けを受けた期間に相当する期間、保育士等の業務に従事したとき。ただし、授業料相当の資金以外の修学資金の貸付けに係る保育士等の業務従事期間は、2年とする。
 - (2) 保育士等養成施設等を卒業した後直ちに市内の私立保育園等において保育士等の業務に従事し、その後引き続き私立保育園等において当該業務に従事中、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 4 市長は、介護福祉士等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、介護福祉士等修学資金の返還の債務を全部免除するものとする。
- (1) 介護福祉士等養成施設を卒業した後直ちに又は第12条第6項の規定に基づき市長が定めた期間内に介護福祉士等の資格を取得し、その後直ちに市内の福祉事業所において貸付けを受けた期間に相当する期間、介護福祉士等の業務に従事したとき。
 - (2) 介護福祉士等養成施設を卒業した後直ちに又は第12条第6項の規定に基づき市長が定めた期間内に介護福祉士等の資格を取得し、その後直ちに市内の福祉事業所において介護福祉士等の業務に従事し、その後引き続き福祉事業所において当該業務に従事中、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- (返還債務の裁量免除)
- 第15条 市長は、育英資金修学生又は育英資金被貸付者が死亡したときは、連帯保証人又は遺族からの願い出により、返還の債務の全部又は一部を免除することができる。
- 2 市長は、看護師等修学資金修学生又は看護師等修学資金被貸付者が次の各号のいずれか

に該当するときは、返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに又は第12条第6項の規定に基づき市長が定めた期間内に免許を取得し、その後直ちに指定医療機関等において、相当期間看護師等の業務に従事したとき。

(2) 死亡、災害、疾病その他やむを得ない理由により、第11条第1項に規定する貸付けに係る契約の解除となったとき、又は前条第2項第1号の要件を満たすことができなくなったとき。

3 市長は、保育士等修学資金修学生又は保育士等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 保育士等養成施設等を卒業した後直ちに市内の私立保育園等において、相当期間保育士等の業務に従事したとき。

(2) 死亡、災害、疾病その他やむを得ない理由により、第11条第1項に規定する貸付けに係る契約の解除となったとき、又は前条第3項第1号の要件を満たすことができなくなったとき。

4 市長は、介護福祉士等修学資金修学生又は介護福祉士等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 介護福祉士等養成施設を卒業した後直ちに又は第12条第6項の規定に基づき市長が定めた期間内に資格を取得し、その後直ちに市内の福祉事業所において、相当期間介護福祉士等の業務に従事したとき。

(2) 死亡、災害、疾病その他やむを得ない理由により、第11条第1項に規定する貸付けに係る契約の解除となったとき、又は前条第4項第1号の要件を満たすことができなくなったとき。

第3章 修学資金の給付等

(修学資金の給付の対象者)

第16条 修学資金の給付を受けることができる者は、大学（学校教育法第97条に規定する大学院を除く。以下同じ。）に在学する者のうち、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 大学に入学するまで又は入学の目的をもって住所を移転するまで市内に引き続き1年以上住所を有していた者

(2) 経済的理由により修学が困難と認められる者

(3) 品行方正で、学習意欲が高く、学業成績が優秀である者

(4) 世帯に市税等の滞納がない者（分割納付誓約をしている者を除く。）

(5) 国、県又は他の団体から同種類の修学資金の貸付け又は給付を受けていない者

(6) この条例による看護師等修学資金、保育士等修学資金又は介護福祉士等修学資金の貸付けを受けていない者

(修学資金の給付額)

第17条 修学資金の給付額は、別表第2に定める額とする。

(修学資金の給付期間)

第18条 修学資金の給付期間は、修学資金の給付を開始した日の属する月から修学資金の給付を受給する者の正規の修業期間が終了する日の属する月までとする。

(給付の申請及び決定)

第19条 修学資金の給付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査会に諮ってこれを決定し、本人に通知するものとする。

(給付の継続)

第20条 前条第2項の規定による決定の通知を受けた者で、修学資金の給付の継続を希望する者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前条第2項の規定は、修学資金の給付の継続について準用する。この場合において、「申請」とあるのは「継続申請」と読み替えるものとする。

(給付の休止)

第21条 第11条第2項の規定は、修学資金の給付の休止について準用する。この場合において、「修学生」とあるのは「修学資金の給付を受けている者」と、「修学資金の貸付け」とあるのは「修学資金の給付」と読み替えるものとする。

(給付の打切り)

第22条 市長は、修学資金の給付を受けている者（以下「修学資金給付受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、修学資金の給付を打ち切り、給付を受けた修学資金を市長が指定する期日まで一括して返還しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、審査会に諮り、打切りの可否を判断することができる。

- (1) 死亡又は退学したとき。
 - (2) 傷病等のために成業の見込みがないとき。
 - (3) 学業成績又は操行が不良となったとき。
 - (4) 修学資金の給付を必要としない理由が生じたとき。
 - (5) 休学又は転学の理由が適当でないとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金給付受給者として適当でないとき。
- 2 市長は、前項の規定による修学資金の給付の打切りを決定したときは、規則で定める手続により修学資金給付受給者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、特別の事情があると認めるときは、別に期間を定めて、又は分割して修学資金を返還させることができる。

(修学資金給付の返還免除)

第23条 市長は、修学資金給付受給者が死亡、疾病等のために修学資金の給付の打切りとなったときは、遺族又は本人からの願い出により、給付した修学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(異動の届出)

第24条 修学資金給付受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定める書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 休学、復学、転学若しくは退学をし、又は停学の処分を受けたとき。

第4章 雜則

(書類の提出)

第25条 市長は、修学資金の貸付け又は給付の目的を達成するため必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、育英資金修学生、育英資金被貸付者、看護師等修学資金修学生、看護師等修学資金被貸付者、保育士等修学資金修学生、保育士等修学資金被貸付者、介護福祉士等修学資金修学生及び介護士等修学資金被貸付者並びに修学資金給付受給者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

(延滞利息)

第26条 育英資金、看護師等修学資金、保育士等修学資金及び介護福祉士等修学資金並びに修学資金の給付の返還については、南相馬市諸収入金に対する延滞金徴収条例（平成18年南相馬市条例第91号）第3条第1項から第4項に規定する延滞金を徴収しない。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第3号に規定する保育士等修学資金のうち就職準備の資金の貸付けに関する規定、附則第3項、附則第9項及び附則第10項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 修学資金の貸付けに係る募集その他貸付けのために必要な準備行為は、この条例の施行前においても、この条例の例により行うことができる。

(平成30年度の保育士等修学資金就職準備資金の対象者)

3 第6条第1項の規定にかかわらず、平成30年度に係る保育士等修学資金の就職準備の資金の貸付けの対象者は、この条例の施行の日以後に就職が決定した者とする。

(検討)

4 市長は、社会の情勢等を勘案し、本条例の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(南相馬市看護師等修学資金貸与条例及び南相馬市育英資金貸付条例の廃止)

5 南相馬市看護師等修学資金貸与条例（平成25年南相馬市条例第9号）及び南相馬市育英資金貸付条例（平成18年南相馬市条例第187号）は、廃止する。

(経過措置)

6 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この条例による廃止前の南相馬市看護師等修学資金貸与条例及び廃止前の南相馬市育英資金貸付条例（以下これらを「旧条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 7 この条例の施行の際現に旧条例の規定によって決定された償還方法は、なお従前の例による。
- 8 廃止前の南相馬市育英資金貸付条例の規定に基づき、育英資金被貸付者のうち、この条例の施行日以後に育英資金の返還を開始する者（施行日前に育成資金の返還が猶予されることにより施行日以後に育英資金の返還を開始する者を除く。）は、第14条第1項の規定の適用を受けることができる。
(南相馬市附属機関設置条例の一部改正)
- 9 南相馬市附属機関設置条例（平成18年南相馬市条例第15号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

- 10 南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年南相馬市条例第28号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

- 11 南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（令和2年12月16日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年10月3日条例第18号）

(施行期日)

- 1 この条例中第1条並びに次項、第3項及び第5項の規定は公布の日から、第2条並びに第4項及び第6項の規定は令和5年4月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 育英資金の貸付けに係る募集その他貸付けのために必要な準備行為は、令和5年4月1日の前においても行うことができる。
(経過措置)
- 3 第1条の規定による改正後の南相馬市みらい育成修学資金条例別表第1の1育英資金の入学資金の規定は、令和5年4月1日以後に第1学年に入学する予定の者への貸付けから適用する。
- 4 第1条の規定による改正後の南相馬市みらい育成修学資金条例第4条第1項の規定は、施行の日の前日までに育英資金の貸付けを受けている者に適用する。
- 5 第1条の規定による改正後の南相馬市みらい育成修学資金条例第26条の規定は、施行の日の前日までに修学資金の貸付けにかかる契約を締結した者及び修学資金の給付にかかる決定を受けた者に適用する。
- 6 第2条の規定による改正後の南相馬市みらい育成修学資金条例別表第1の1育英資金の規定は、令和5年4月1日時点で貸付けを受けている者に適用できるものとする。この場合において、入学資金については適用しない。

別表第1（第3条関係）

1 育英資金

区分	貸付額
大学又は短期大学	月額64,000円以内
高等専門学校又は専修学校	月額40,000円以内
高等学校	月額18,000円以内
入学資金（高等学校を除く。）	400,000円以内

2 看護師等修学資金

区分	貸付額
第2条第7号アの学校若しくは大学に在学、同条同号イの養成所に在所又は同条同号エの学校に在学若しくは養成所に在所している者の授業料相当の資金	月額45,000円以内
第2条第7号ウの養成所に在所している者の授業料相当の資金	月額34,000円以内
看護師等養成施設に在学又は在所している者で、別に定める生活費相当の資金	月額55,000円以内
入学資金	400,000円以内

3 保育士等修学資金

区分	貸付額
授業料相当の資金	月額50,000円以内
入学資金	400,000円以内
就職準備の資金	400,000円以内

4 介護福祉士等修学資金

区分	貸付額
授業料相当の資金	月額50,000円以内
介護福祉士等養成施設に在学又は在所している者で、別に定める生活費相当の資金	月額55,000円以内
入学資金	400,000円以内

別表第2（第17条関係）

区分	給付額
大学	月額40,000円

南相馬市みらい育成修学資金条例制度一覧(令和6年10月1日現在)

資料 1－7

会計区分	【育英資金貸付特別会計】	【一般会計】			
貸付種類	育英資金貸付	看護師等修学資金貸付	保育士等修学資金貸付	介護福祉士等修学資金貸付	修学資金給付
対象者 (対象校)	大学・短大・高専・専修学校、高校	看護師、准看護師、保健師、助産師 その他医療関係職	保育士、幼稚園教諭	介護福祉士、社会福祉士	大学(4年制)
目的	南相馬市出身の学生又は生徒であって、修学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる者に対して育英資金を貸付けることにより、修学の機会を確保し、もって教育の機会均等に寄与する。	看護師、准看護師、保健師及び助産師等を養成する学校又は養成所に在学している者で、将来市内において看護師等の業務に従事しようとするものに対し、修学に必要な資金を貸付けることにより、修学を容易にし、もって市内医療機関における看護師等の充足に資するとともに、地域医療の向上に寄与する。	保育士等養成学校に在学する者で、将来市内の私立保育園等において保育士等の業務に従事しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸付けることにより、市内私立保育士等の充足及び定着化を図る。	介護福祉士、社会福祉士を養成する学校又は養成所に在学している者で、将来、市内福祉事業所において介護福祉士等の業務に従事しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸付けることにより、修学を容易にし、もって市内介護事業所等における人材の充足及び定着を図る。	南相馬市出身の学生であって、修学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる者に対して修学資金を給付することにより、修学の機会を確保し、もって教育の機会均等に寄与する。
貸付区分 及び金額	①大学・短大 月額64,000円以内 ②高専・専修 月額40,000円以内 ③高等学校 月額18,000円以内 ④入学資金(高等学校除く) 400,000円以内	①授業料相当の資金 【保健師、助産師又は看護師等の養成施設】 授業料相当の資金:月額45,000円以内 【准看護師の養成施設】 授業料相当の資金:月額34,000円以内 ②生活費相当の資金 月額:55,000円以内 ③入学資金:400,000円以内	①授業料相当の資金 月額50,000円以内 ②入学資金 400,000円以内 ③就職準備の資金 400,000円以内	①授業料相当の資金 月額50,000円以内 ②生活費相当の資金 月額55,000円以内 ③入学資金 400,000円以内	月額40,000円
貸付要件	①大学等に入学するまで又は入学の目的をもって住所を移転するまで市内に引き続き1年以上住所を有していた者 ②経済的理由により修学が困難と認められる者 ③品行方正で、学習意欲が高く、学業成績が優秀である者 ④看護師等修学資金、保育士等修学資金、介護福祉士等修学資金の貸付けを受けていない者	①看護師等の養成施設に在学している者で、将来市内の病院、診療所又は福祉事業所において看護師等の業務に従事する意思がある者 ②福島県保健師等修学資金の貸付けを受けていない者	①養成施設等(通信制を除く)に在学している者で、将来市内の私立保育園等において保育士等の業務に従事する意思のある者 ②福島県保育士修学資金の貸付けを受けている者	①養成施設等に在学している者で、将来市内の福祉事業所において介護福祉士等の業務に従事する意思のある者 ②福島県介護福祉士修学資金の貸付けを受けていない者	①大学に入学するまで又は入学の目的をもって住所を移転するまで市内に引き続き1年以上住所を有していた者 ②経済的理由により修学が困難と認められる者 ③品行方正で、学習意欲が高く、学業成績が優秀である者 ④世帯に市税等の滞納がない者 ⑤国、県又は他の団体から同種類の修学資金の貸付け又は給付を受けていない者 ⑥看護師等修学資金、保育士等修学資金、介護福祉士等修学資金の貸付けを受けていない者
貸付(給付) 期間	正規の修学期間	正規の修学期間	正規の修学期間	正規の修学期間	正規の修学期間
返還債務の 免除	【一部免除】 ●看護師等、保育士等、介護福祉士等 …返還未済額の全額を免除 ●通常枠…返還未済額の1/2の額を免除 (一部免除の要件:下記全ての要件を満たすこと) ①平成31年4月1日以後に返還を開始 ②大学等を卒業後、育英資金の貸付けを受けた期間と同期間、継続して市内に住所を有していること。③市内に住所を有している間、就業していること。④育英資金の返還を滞納していないこと。⑤市税を滞納していないこと。⑥修学資金の給付を受けていないこと。 (特記事項) 一部返還部分については、市商工労政課が実施する「奨学金返還支援補助金」の対象 ※補助金交付の要件あり	【全部免除】 看護師等養成施設を卒業した後、直ちに看護師等の免許を取得し、その後直ちに指定医療機関又は福祉事業所において、貸付けを受けた期間に相当する期間、看護師等の業務に従事したとき。	【全部免除】 保育士等養成施設等を卒業した後、直ちに市内の私立保育園等において、貸付けを受けた期間に相当する期間、保育士等の業務に従事したとき。 ※授業料相当の資金以外の修学資金の貸付を受けた場合、全部免除となる業務従事期間は2年。	【全部免除】 介護福祉士等養成施設等を卒業した後、直ちに介護福祉士等の資格を取得し、その後直ちに市内の福祉事業所において貸付けを受けた期間に相当する期間、介護福祉士等の業務に従事したとき。	【返還不要／給付型】
主な制度 改正履歴	①返還未済額の全部を免除する対象職種に介護福祉士等を追加:R4.10.3～ ②入学資金の新設、貸付区分及び額の改正(拡充):R5.4.1～	①返還免除対象施設(養成施設卒業後の就業先)に介護事業所と障がい福祉事業所を追加:R2.12.16～ ②入学資金の入学前払い:R4.10.3～	①入学資金の入学前払い:R4.10.3～ ②制度新設:R4.10.3～	—	—

◆育英資金貸付制度と他の貸付制度※の併用は不可。(※=保育士等修学資金貸付制度、看護師等修学資金貸付制度、介護福祉士等修学資金貸付制度)

◆育英資金貸付制度と修学資金給付制度の併用は可。併用の場合、育英資金の返還免除を受けることは不可。